



経過報告

- 10月 3日 認定マニュアル並びに共済組合記入例の点検依頼(教職員課・総務福利課)
- 10月17日 県事協だよりNo.76号発行
- 11月 2日 認定マニュアル等の点検結果受領(教職員課)
- 11月14日 第6回理事会(互助組合会館)
- 11月22日 第7回理事会・第2回常任委員会(互助組合会館)
- 11月22日 ホームページ更新
- 12月14日 第8回理事会第3回評議員会(互助組合会館)

新しい年を迎えて

会長 迫田弘昭

2013年を迎えました。会員の皆様には健やかにお過ごしのことと存じます。今年、当初の計画どおりでいくと共同実施が県下全ての学校に導入される年となっています。皆様の地区ではいかがでしょうか。試行錯誤しながらの実施でしょうか。鹿児島市の先行きが見えませんが、確実に学校事務のあり様を変える制度です。地区事務職員会を中心に情報交換を図りながら、県事協にも情報提供しながら進めていただきたいと思います。

さて、2月末に加除式認定マニュアルを発行します。注文に際しては、地区事務職員会のご協力に感謝申し上げます。各地区からの検討委員、常任・常設委員の方々の力によって出来上がったものです。データからペーパーに変わりました。ぜひ、机の横に常設してください。来年度からは変わった部分のみの追録で最新版を提供することになります。県事協は各地区事務職員会の集合体です。県事協＝地区事務職員会です。自分達が作ったマニュアルですので、今後とも各手当認定が確実なものとなるよう、また、支援室での必需品となるようご活用いただきたいと思います。

次年度の事業予定は12月開催の評議員会で概要を説明してあります。各地区事務職員会でもご議論いただき、県事協へのご協力をお願いしたいと思います。政治状況、社会状況を考えると、公務員にとって明るい部分は少ないですが、県事協は地区事務職員会と一緒に鹿児島の学校事務の展望を切り開くお手伝いを行っていきます。

第7次県費事務改善検討委員会の中間報告

現在、第7次県費事務改善検討委員会では「諸手当認定・電算マニュアル」、「実務手引書」の加除式化並びに「福利厚生団体の様式記入例」の更新に向けて大詰め作業を行っております。夏季休業中に行った3回の県費事務改善検討委員会で検討した内容で県教委の教職員課・総務福利課の点検を受けました。その点検結果を11月2日に直接受け取りその内容の修正を常任・常設委員を中心に急ピッチで行い、まとめて印刷会社にデータを渡したところです。特に「諸手当認定・電算マニュアル」・「実務手引書」においては今回から会員等へ紙媒体での配付になることから例年よりスケジュールが早くなっており常任・常設委員の皆さんには大変な作業をして頂いているところです。今後も校正等の大切な作業があります。2月末には会員に無事届けられるように理事も最大限協力してがんばっていききたいと思います。会員の皆さんにも個人注文等について各地区事務職員会より連絡が届いていると思います。御協力をお願いいたします。なお、注文部数のみ印刷されます。注文期限を過ぎての注文は受けられませんのでご留意ください。



県費事務改善検討委員会の様子

第3回評議員会が開催されました

12月14日14:00から第3回評議員会を教職員互助組合会館で行いました。会長の「県事協と地区事務職員会等は今後とも一体で動いていきたい」とのあいさつの後、各担当者から来年度の事業並びに予算等の提案を行いました。その他にも第7次県費事務改善検討委員会の中間報告や加除式化に伴うマニュアル等の注文についての説明も行いました。評議員会からも活発な質疑等が行われました。今後、各地区にて今回提案した内容や県事協への要望等を含め検討していただき、3月の第4回評議員会で議論し決定することになります。各地区での活発な議論をお願いいたします。



評議員会の様子

各地区の事務職員会等の紹介

東串良町共同実施の紹介

東串良町小中学校事務支援室

東串良町で共同実施が始まって、3年目となりました。この場を借りて、ご紹介したいと思います。

東串良町の支援室は町内1支援室で、中学校1校、小学校2校の計3校、3名の事務職員で構成されています。昨年度まで1名加配があり4名体制で行っていましたが、今年度より3名になりました。人数は減りましたが、創意工夫を行いながら、共同実施を進めています。

支援室での業務は、原則月2回、拠点校である東串良中学校で午後2時から行っています。月の前半は共同実施に関すること、後半は県費の相互点検及び認定事務等を中心に行っています。

活動としまして『総務』、『財務』、『教育支援』、『相互研修・その他』の4つの柱を中心として活動しています。各柱の活動内容は、以下の通りです。

『総務』：諸手当認定事務及び例月諸報告書の相互点検等の県費を中心としたもの

『財務』：視聴覚機器の相互利用、町費マニュアルの作成、各学校の施設・設備等の事務職員による相互安全点検、消耗品等の共同購入等の町費を中心としたもの

『教育支援』：児童・生徒名簿作成、学籍管理事務等、各種アンケート調査等による支援業務

『相互研修・その他』：研修視察や事例研修、広報誌の発行等

今後の活動の方針としては、事業を短期・中期・長期の取組に分けて、できることから取り組んでいくというスタンスで行っています。

少人数の支援室ですが、町内の児童・生徒の育成の一助となれるような共同実施を進めていきたいと思っています。



(東串良町の町花 ルーピン)



「里・上甕地区事務職員会の

発展に向けて」

薩摩川内市立里中学校 脇野 真一

里・上甕地区事務職員会は3名で運営にあると同時に事務支援室も担っています。鹿児島県内の共同実施先進地である「薩摩川内市」ですが、離島+小規模校で共同実施自体はあまり進んでいない印象が強いです。4校3名の小規模校で運営を担っていくために様々な工夫が必要であり、4月から手探りの状態で新しいメンバーとともに活動を行っています。

甕島地区は1つの支援室に2つの教育課を持つ薩摩川内市唯一の地区です。県費関係は問題ありませんが、市費関係で問題が起こることがあります。例えば次年度市費予算要望の際には、里教育課は要望に対するヒアリングを行います。上甕教育課では行っていません。このように支所教育課で対応が違えば4校統一で業務内容を進めていくというのは難しい状況となっています。現状は、2校ずつで業務内容の統一を図っていくしかありません。市費関係については、各支所の範疇なので支援室としては身動きができない状況です。

県費関係において今年度は支援室で扶養手当受給権調査を行ってはいますが、他支援室のような取り組みはできていません。まずは支援室からの「情報発信」ということで周囲との関係を重視しています。市教委や支所教育課と支援室の連携はもちろんですが、身近にいる教職員に支援室では何をやっているのかといった情報発信を深めていくことから始めています。支援室だよりや各校独自の事務だよりを発行することにより県費・市費・福利厚生などの周知徹底を図っています。児童手当など教職員からの書類申請が必要な場合は支援室だよりの号外を発行し、支援室時に審査ができるように足並みをそろえる体制を整えています。月に2回程度しか支援室ができず、事務職員研修会は同日開催となっています。支援室からの情報発信は業務を支えていくうえで必要なツールとなっています。

離島に赴任して、本土のような共同実施を進めていくことが難しいことを深く実感しています。小規模校や兼務校を抱え互いに忙しい現実はあるが、工夫をしながらよりよい支援室にしていきたいと思っています。